

※本キャンペーンの申請前に、必ず募集要領の内容をご確認ください

「島根県物産観光館」
オンラインショップ「しまねのふるさと直送便」
県産品の販売促進キャンペーン（送料負担）商品
募集要領

SHIMANEKEN BUSSAN KANKOKAN GUIDE
島根県物産観光館
SHIMANE PREFECTURAL PRODUCTS AND TOURIST CENTER



しまねのふるさと直送便



[事務局]一般社団法人 島根県物産協会

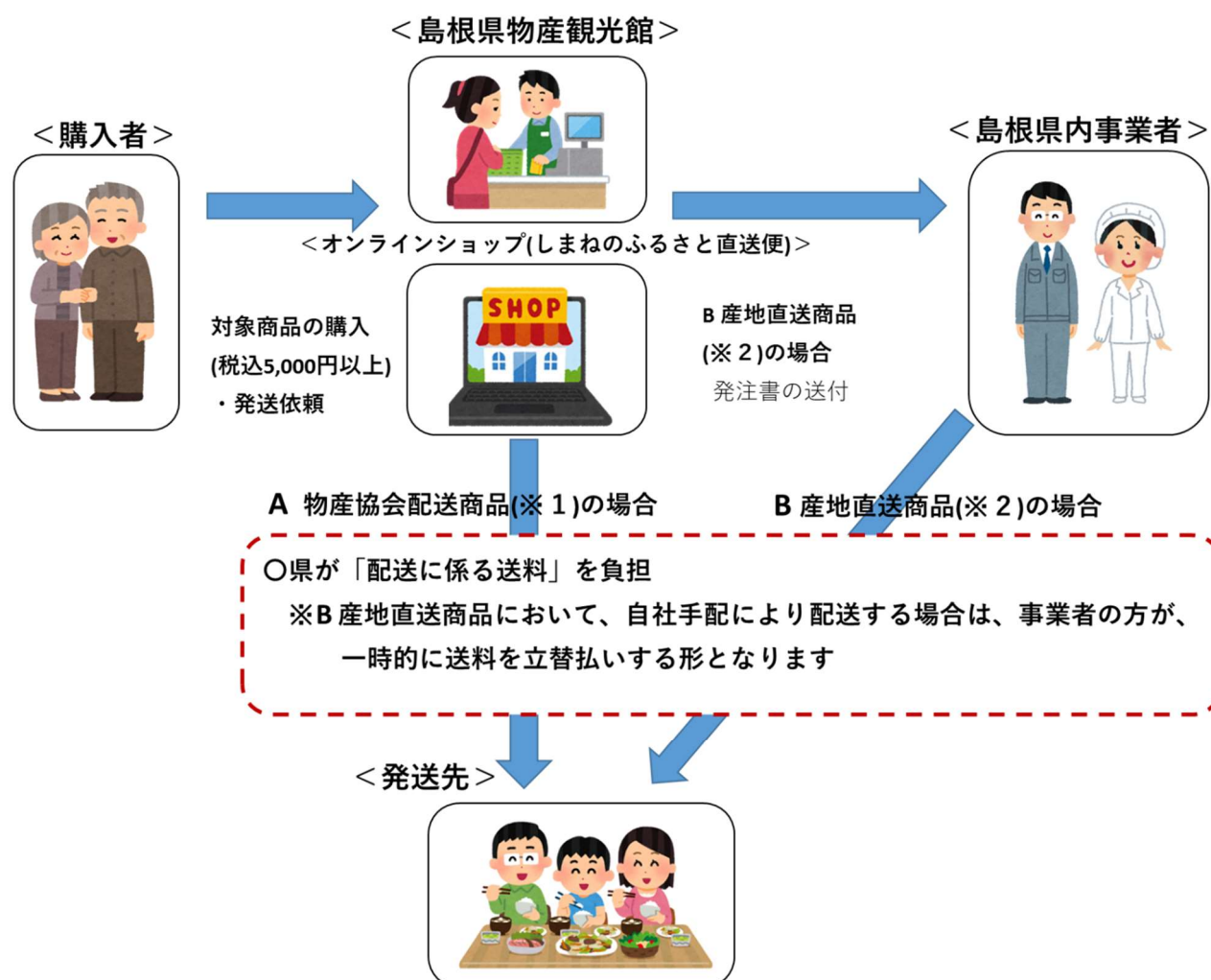
(島根県しまねブランド推進課「県産品の販売促進キャンペーン事業」受託事業者)

1. キャンペーンの内容

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、島根県産品の販売が減少している状況を踏まえ、需要喚起と消費拡大を図ることを目的に、(一社)島根県物産協会(以下、「物産協会」という。)が運営する「島根県物産観光館」(以下、「物産観光館」という。)またはオンラインショップ「しまねのふるさと直送便」(以下、「オンラインショップ」という。)で、対象商品を 5,000 円以上(税込)購入された方が商品を発送される際に、県が送料を負担するキャンペーン(※)を実施します。

※(一社)島根県物産協会が、島根県より委託を受けて実施します

【キャンペーン(送料負担)のイメージ図】



※1 A 物産協会配送商品 : 物産観光館で取扱があり、物産協会が購入者等へ配送する商品

※2 B 産地直送商品 : 県内事業者が購入者等へ直接配送する商品

2. キャンペーンの対象期間

○「物産観光館」、「オンラインショップ」において、以下の期間内に販売・配送した際の送料を、県が負担します。

【販売日】

令和4年4月1日（金）から6月30日（木）まで

※本キャンペーンの事業費が上限に達した場合は、実施期間中であってもキャンペーンを終了する場合があります

3. 対象となる経費、商品及び事業者

(1)対象経費(県が負担する経費)

- ・「物産観光館」または「オンラインショップ」で、対象商品を5,000円以上（税込）購入された方から依頼を受けた配送に係る送料（クール便、離島料金を含む）

※送料以外の費用（物産観光館への納入経費、しまね物協便の加入料、梱包費・代引き手数料等）、自社店舗・自社ECサイトで購入された商品の送料は、本キャンペーンの対象となりません。

(2)対象商品

①次に掲げる食品・飲料、工芸品であつて、食品・飲料にあつては、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号)その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合している以下の商品

- ア 県内で生産又は採取された産品
- イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
- ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
- エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

②送料を含まない小売価格を表示できる商品

(3)対象事業者

- ・県内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

※物産協会の会員・非会員にかかわらず、お申し込みいただけます。

4. お申し込み方法

○「物産観光館」または「オンラインショップ」へ、新たな商品(パッケージや内容量等の変更を含む)を出品いただく場合は、以下の書類により、お申し込みください。

○既に取扱のある「産地直送商品」については、送料込みで価格表示しているため、本キャンペーンの対象商品となりません。恐れ入りますが「送料を含まない小売価格」を設定いただき、お申し込みください。

※既に取扱のあるその他の商品については、お申し込みいただく必要はありません

(1)お申し込みに必要な書類

①県産品の販売促進キャンペーン出品申込書

※様式は、物産観光館ホームページからダウンロードできます

(<https://www.shimane-bussan.or.jp/sb/news/cp2022-1>)

※物産観光館出品申請書の送付、オンラインショップ(しまねのふるさと直送便)出品申請フォームへの入力は不要です

②商品の写真(メール又は郵送)

③商品の現物、パンフレット等(新たな商品を出品いただく場合)

(2)送付先

「島根県物産観光館」及びオンラインショップ「しまねのふるさと直送便」県産品の販売促進キャンペーン事務局)((一社)島根県物産協会)へメール又はFAXにより、提出してください。(順次受付)

E-mail:s-bussan@shimane-bussan.or.jp

FAX:0852-25-6785

(3)商品の審査方法

本募集要領 及び「島根県物産観光館の出品申請の手引き」に基づき、出品の可否を決定し、事務局から申請者に、審査結果をお知らせします。

5. 送料のご請求・お支払い方法

○「自社手配」により配送した「産地直送商品」については、事業者の方が一時的に送料を立替払いしていただく形となるため、以下の書類により、送料を請求してください。

○「しまね物協便(※)」により、配送する商品については、物産協会が配送業者へ料金を支払うため、請求は不要ですが、事業者の方へ配送実績を確認する場合があります。

※物産協会会員が、割引料金で利用できる配送サービスです。利用には「物産協会への入会」と「しまね物協便への申込」が必要となりますので、物産観光館ホームページをご確認の上、事務局(物産協会)へお問い合わせください。

(1)請求に必要な書類

①送料請求書

※様式は、物産観光館ホームページからダウンロードできます

(<https://www.shimane-bussan.or.jp/sb/news/cp2022-1>)

②産地直送商品を配送したことが分かる書類(発送伝票(送り状)の写しなど)

③配送業者からの請求額が分かる書類(請求書、レシートの写しなど)

※本キャンペーンの対象商品と対象外の商品が混在する場合は、マーカー等で区別をして提出してください。

(2) 受付期間、送付先

令和4年7月29日(金)までに、事務局にメール又はFAXにより提出してください。

(3) 送料のお支払い方法

キャンペーン期間終了後、8月末日までに、事務局から銀行振込により、お支払します。
※物産協会会員は登録口座への振込とし、非会員の方は(1)の①「送料請求書」に口座番号を記載してください

6. 留意事項

- (1) 物産観光館、オンラインショップでの商品の販売においては、別途、販売手数料が必要となりますので、新規に出品される事業者の方は、事務局(物産協会)へお問い合わせください。
- (2) オンラインショップについては、申請内容に基づき、事務局が商品情報をサイトに登録しますが、申込多数の場合は、登録に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 産地直送商品の発送で生じたトラブルについては、県及び事務局は、その責を負いません。
- (4) 送料の請求に虚偽があった場合は、県が負担した送料の返金を求める場合があります。
- (5) 本募集要領に定めのない事項に関しては、県及び事務局が都度、対応等について決定します。

7. お問い合わせ先

本キャンペーンに関してご不明な点がございましたら、事務局へお問合せください。

【事務局】

一般社団法人島根県物産協会

〒690-0887 島根県松江市殿町 191

TEL:0852-22-5758 (受付時間 9:00~18:00)